

# 磯医院訪問リハビリテーション 運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人財団源会が開設する磯医院(以下「事業所」という。)が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション(以下「訪問リハビリテーション」という。)の事業(以下「事業」という。)は、高齢者等が要介護状態等(以下「利用者」という。)となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の医師及び理学療法士・作業療法士・言語聴覚士又はその他の従業者(以下「理学療法士等」という。)が、事業の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問リハビリテーションの提供を確保することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 法人理念の「**地域と共に「ひとに優しい医療と介護」**」に基づき、利用者やその家族が、居宅において安全で安心して過ごすことができるよう訪問リハビリテーションの提供に努める。
- (2) 事業の実施に当たっては、訪問リハビリテーションを提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- (3) 事業所は事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

## (事業の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 磯医院
- (2) 所在地 東京都荒川区南千住1-56-10

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者; 1人  
従業者の管理及び事業の管理を一元的に行う。
- (2) 医師; 1人以上(内、常勤1名以上)  
医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。
- (3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士; 1人以上  
医師の指示と訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス(介護予防サービス)を行う。
- (4) 事務員; 適当数  
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで(国民の祝日、年末年始を除く。)
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時まで

(事業の内容)

第6条 訪問リハビリテーションは、事業所の医師の指示に基づき、利用者の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)を作成し、訪問リハビリテーションを実施する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、荒川区(南千住、荒川、東日暮里)、台東区(三ノ輪1～2丁目、根岸3～5丁目、竜泉1～3丁目)の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。ただし、介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問リハビリテーションを利用する場合、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とする。利用料の額とその他の費用は別紙に定める料金表のとおりとする。

- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、公共交通機関を利用した場合のみ、その実費(往復分)を徴収する。

(緊急時、事故発生時の対応)

第9条 理学療法士等は訪問リハビリテーション実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに事業所の医師に連絡し、適切な処置を行うものとする。事業所の医師への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2 理学療法士等は、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合には速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(相談・苦情対応)

第10条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、事業に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(人権の擁護、虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待を防止するための従業者に対する年1回以上の研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

- (3) 虐待防止検討委員会の開催
- (4) 虐待の防止のための指針の整備
- (5) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための専任の担当者の任命
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、訪問リハビリテーション提供中に、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の事案を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

#### (感染症対策に関する事項)

第12条 事業所は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを次のとおり行う。

- (1) 感染症対策に関する委員会の開催
- (2) 感染症対策の指針の整備
- (3) 感染症対策に関する研修の実施
- (4) 感染症対策に関する訓練(シミュレーション)の実施

#### (業務継続に向けた取組に関する事項)

第13条 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるよう次のとおり行う。

- (1) 業務継続に向けた計画等の策定
- (2) 業務継続に向けた研修の実施
- (3) 業務継続に向けた訓練(シミュレーション)の実施

#### (ハラスメント対策に関する事項)

第14条 事業主は、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント又はカスタマーハラスメントにより理学療法士等の就業環境が害されることを防止する取り組みを次のとおり行う。

- (1) 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

#### (身体拘束に関する事項)

第15条 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。

2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 身体拘束の事案を発見した場合は、速やかに、関係者への確認を行います。

#### (その他の運営についての留意事項)

第16条 事業所は、理学療法士等の資質の向上を図るため、前条の事項、認知症ケア等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後2月以内
- (2) 認知症に関する研修 年1回

- 2 理学療法士等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 理学療法士等であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人財団源会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規定は平成31年2月1日から施行する。

この規定を令和元年10月1日より改訂する。

この規定を令和3年4月1日より改訂する。

この規定を令和6年4月1日より改訂する。

## 料金表

### ① 介護保険

\*訪問リハビリテーション費(要介護1～要介護5)

1回20分	3,419円 /回
短期集中リハビリテーション実施加算	2,220円 /日
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	1,998円 /月
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	2,364円 /月
事業所の医師が計画を説明した際に加算	2,997円 /月
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	2,664円 /日
口腔連携強化加算	555円 /月
移行支援加算	188円 /日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	67円 /回
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	33円 /回
退院時共同指導加算	6,660円 /回

\*介護予防訪問リハビリテーション費(要支援1～要支援2)

1回20分	3,308円 /回
短期集中リハビリテーション実施加算	2,220円 /日
事業所評価加算	1,332円 /月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	67円 /回
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	33円 /回
口腔連携強化加算	555円 /月

\*減算

高齢者虐待防止措置・業務継続計画未策定	所定単位数の100分の1
介護予防のみ要件を満たさず12か月超	333円 /回

② 医療保険

\*在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料

1回20分	3,000円/回(同一建物居住者以外の場合)
	2,550円/回(同一建物居住者の場合)

③ その他

\*キャンセル料（前日 17 時までには連絡ない際・緊急時は除く） 3,000円（税別）

\*交通費（サービス提供地域外の方）公共交通機関の掛かった実費の往復分

\*保険外訪問リハビリ（1回20分）5,000円（税別）

# 重要事項説明書

## 1 事業者

事業者の名称	医療法人財団源会
法人所在地	東京都荒川区南千住1-56-10
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 磯 裕明
電話番号	03-3807-8171

## 2 運営の目的

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション(以下「訪問リハビリテーション」という。)は、高齢者等が要介護状態等(以下「利用者」という。)となった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できる支援をすることを目的としています。

## 3 運営の方針

前項に示した目的に沿って、事業所では以下の運営方針を定めていますので、ご理解頂いた上でご利用ください。

- (1) 法人理念の「**地域と共に「ひとに優しい医療と介護」**」に基づき、利用者やその家族が、居宅において安全で安心して過ごすことができるよう訪問リハビリテーションの提供に努めます。
- (2) 事業の実施に当たっては、訪問リハビリテーションを提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。
- (3) 事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。
- (4) 事業の実施に当たっては、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための措置を講じています。事業の提供中に、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の事案を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。
- (5) 事業の実施に当たっては、看護職員等の清潔の保持及び健康状態の管理並びに備品等の衛生的な管理を行い、又、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを行います。
- (6) 事業の実施に当たっては、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる取り組みを行います。
- (7) 職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント又はカスタマーハラスメントにより理学療法士等の就業環境が害されることを防止する取り組みを行います。
- (8) 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束の事案を発見した場合は、速やかに、関係者への確認を行います。

## 4 概要

### (1)訪問リハビリテーションの指定番号およびサービス提供地域

事業所名	磯医院
所在地	東京都荒川区南千住1-56-10
介護保険指定番号	1311826767

サービス提供地域	荒川区(南千住、荒川、東日暮里) 台東区(三ノ輪 1～2 丁目、根岸 3～5 丁目、竜泉 1～3 丁目)
----------	---

## (2)職員体制

職 員	員 数	業 務 内 容
管 理 者	1人	従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います
医 師	1人以上 (内、常勤 1 名以上)	医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行います。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1 人以上	医師の指示と訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を訪問し、利用者に対し訪問リハビリテーションを行います。
事 務 員	適当数	必要な事務を行います

## (3)営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日まで(祝日、12月30日～1月3日は除く)
営 業 時 間	午前9時から午後5時まで

## (4)訪問リハビリテーションの内容

- ・ 日常生活に関わる動作の訓練
- ・ 日常生活に関わる介助方法の指導
- ・ 関節等の変形拘縮の予防、改善
- ・ 摂食機能療法(嚥下)
- ・ 言語聴覚療法(言語)
- ・ 福祉用具・在宅改修や生活環境整備についての助言

## (5)訪問リハビリテーションの提供

- ・ 訪問リハビリテーション提供に先立って、介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、各保険の負担割合証等を確認させていただきます。その内容に変更があった際は速やかに当事業所にご連絡下さい。
- ・ 訪問リハビリテーションは訪問リハビリテーション計画に基づいて行います。訪問リハビリテーション計画は利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更する事ができます。
- ・ 訪問リハビリテーション計画は、利用者に係る居宅介護支援事業所が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、医師の指示並びに利用者の心身の状況、利用者や家族の意向を踏まえて作成し、利用者又は家族にその内容を説明致しますので、ご確認頂きますようお願い致します。

## (6)利用料金(利用料の額とその他の費用は料金表のとおりです。)

- ・ 利用料の額は、厚生労働大臣が定める額で利用者の負担割合に応じた利用料金をお支払い頂きます。法律改正等で利用料の変更があった際はそれに準じます。
- ・ 交通費はサービス提供地域を超えてサービスを提供する際にお支払い頂く場合があります。
- ・ 訪問リハビリテーションを提供するために必要な光熱費、電話費等をご負担頂きます。

## (7)お支払い方法

原則として、1月毎の利用料金を翌月の27日に口座振替でお支払い頂きます。ただし、口座振替が困難な際は現金でのお支払いも可能です。

## 5 サービス利用に当たっての留意事項

- ・ 予定されていた訪問看護を利用者の都合により中止する場合には、必ず事業所まで速やかにご連絡下さい。前日の 17 時までにご連絡ない際はキャンセル料を頂く場合がございます(緊急時は除きます)。



- ・ 予定されている訪問時間につきましては、業務上遅延する場合がありますので予めご了承ください。
- ・ 自然災害等や事業所の都合で訪問リハビリテーションを中止させて頂く場合がありますので予めご了承ください。

## 6 利用者からの相談または苦情に対応する事項

### (1) 事業所相談窓口

担当者	岡 一輝
電話番号	03-3806-6379(リハビリ課直通)
対応時間	平日(月)～(金)、午前10時～午後4時

### (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに苦情申し立て者と連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情申し立て者に伝えます。

### (3) 苦情申し立て機関が下記のとおり設置されております。

荒川区役所介護保険課	03-3802-3111(代表)
台東区役所介護保険課	03-5246-1111(代表)
東京都国民健康保険団体連合会	03-6238-0177(介護相談窓口)

## 7 事故発生時の対応

利用者に対する訪問リハビリテーション提供の過程において発生した事故は、下記のと通りの対応を致します。

- ・ 事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに区市町村(保険者)、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に報告します。
- ・ 上記の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し区市町村(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

## 8 秘密の保持

- ・ 事業者及び事業者の使用する者は、訪問リハビリテーションを提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ・ 事業者は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において個人情報を用いませぬ。

# 料金表

## ① 介護保険

\*訪問リハビリテーション費(要介護1～要介護5)

1回20分	3,419円 /回
短期集中リハビリテーション実施加算	2,220円 /日
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	1,998円 /月
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	2,364円 /月
事業所の医師が計画を説明した際の加算	2,997円 /月
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	2,664円 /日
口腔連携強化加算	555円 /月
移行支援加算	188円 /日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	67円 /回
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	33円 /回
退院時共同指導加算	6,660円 /回

\*介護予防訪問リハビリテーション費(要支援1～要支援2)

1回20分	3,308円 /回
短期集中リハビリテーション実施加算	2,220円 /日
事業所評価加算	1,332円 /月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	67円 /回
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	33円 /回
口腔連携強化加算	555円 /月

\*減算

高齢者虐待防止措置・業務継続計画未策定	所定単位数の100分の1
介護予防のみ要件を満たさず12か月超	333円 /回

## ② 医療保険

\*在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料

1回20分	3,000円/回(同一建物居住者以外の場合)
	2,550円/回(同一建物居住者の場合)

## ③ その他

\*キャンセル料(前日17時までに連絡ない際・緊急時は除く) 3,000円(税別)

\*交通費(サービス提供地域外の方)公共交通機関の掛かった実費の往復分

\*保険外訪問リハビリ(1回20分) 5,000円(税別)

# 磯医院居宅療養管理指導 運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人財団源会が開設する磯医院(以下「事業所」という。)が行う居宅療養管理指導(以下「事業」という。)は、高齢者等が要介護状態等(以下「利用者」という。)となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように、事業所の医師、薬剤師(以下「医師等」という。)が、事業の適正な運営及び利用者に対する適切な事業の提供を確保することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 法人理念の「**地域と共に「ひとに優しい医療と介護」**」に基づき、利用者やその家族が、居宅において安全で安心して過ごすことができるよう事業の提供に努める。
- (2) 事業の実施に当たっては、事業を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- (3) 事業所は事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

## (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 磯医院
- (2) 所在地 東京都荒川区南千住1-56-10

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 指定居宅療養管理指導の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1人以上  
医師は居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言、家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。
- (2) 薬剤師 1人以上  
薬剤師は、医師の指示に基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導等を行う。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで(国民の祝日、年末年始を除く。)
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時まで

(事業の内容)

第6条 指定居宅療養管理指導の内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者又は家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- (2) 居宅介護支援事業所等（ケアマネジャー）に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- (3) 利用者又は家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行う。
- (4) その他療養生活向上のための指導・助言を行う。

(通常の実施地域)

第7条 通常の実施地域は、荒川区、台東区の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

2 事業に要した交通費等については、実費を支払い頂く。

居宅療養管理指導の種類	利用料金
医師が行う居宅療養管理指導	(Ⅰ)1月に2回を限度として(1回あたり) 5,140円
	(Ⅱ)在宅時医学総合管理料等を算定する場合 1月に2回を限度として(1回あたり) 2,980円
薬剤師が行う居宅療養管理指導	1月に2回を限度として(1回あたり) 5,650円 * 居宅において疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている場合は1回につき1,000円を加算

(緊急時、事故発生時の対応)

第9条 医師等は事業実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに適切な処置を行うものとする。

2 医師等は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(相談・苦情対応)

第10条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、事業に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(人権の擁護、虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待を防止するための従業者に対する年1回以上の研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

- (3) 虐待防止検討委員会の開催
- (4) 虐待の防止のための指針の整備
- (5) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための専任の担当者の任命
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、虐待等またはセルフ・ネグレクト等の事案を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

(衛生管理等に関する事項)

第12条 事業所は、医師等の清潔の保持及び健康状態の管理並びに備品等の衛生的な管理を行い、又、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを次のとおり行う。

- (1) 感染症対策に関する委員会の開催
- (2) 感染症対策の指針の整備
- (3) 感染症対策に関する研修の実施
- (4) 感染症対策に関する訓練(シミュレーション)の実施

(業務継続に向けた取組に関する事項)

第13条 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるよう次のとおり行う。

- (1) 業務継続に向けた計画等の策定
- (2) 業務継続に向けた研修の実施
- (3) 業務継続に向けた訓練(シミュレーション)の実施

(ハラスメント対策に関する事項)

第14条 事業主は、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント又はカスタマーハラスメントにより医師等の就業環境が害されることを防止する取り組みを次のとおり行う。

- (1) 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- (2) 相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

(身体拘束に関する事項)

第15条 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。

2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 身体拘束の事案を発見した場合は、速やかに、関係者への確認を行います。

(その他の運営についての留意事項)

第16条 医師等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 医師等であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を医師等との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了日から2年間保管を行うものとする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人財団源会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規定は平成31年2月1日から施行する。

この規定を令和元年10月1日より改訂する。

この規定を令和3年4月1日より改訂する。

この規定を令和6年6月1日より改訂する。

# 居宅療養管理指導重要事項説明書

## 1. 事業者

事業者の名称	医療法人財団源会
法人所在地	東京都荒川区南千住1-56-10
法人種別	医療法人
代表者氏名	理事長 磯 裕明
電話番号	03-3807-8171

## 2. 運営の目的

居宅療養管理指導は、高齢者等が要介護状態等(以下「利用者」という。)となった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できる支援をすることを目的としています。

## 3. 運営の方針

前項に示した目的に沿って、事業所では以下の運営方針を定めていますので、ご理解頂いた上でご利用ください。

- (1) 法人理念の「地域と共に「ひとに優しい医療と介護」」に基づき、利用者やその家族が、居宅において安全で安心して過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- (2) 事業の実施に当たって事業所の職員は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- (3) 事業の実施に当たっては、指定居宅介護支援事業所等との連携に努めます。
- (4) 事業の実施に当たっては、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じています。事業の提供中に、虐待等またはセルフネグレクト等の事案を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。
- (5) 事業の実施に当たっては、医師等の清潔の保持及び健康状態の管理並びに備品等の衛生的な管理を行い、また、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを行います。
- (6) 事業の実施に当たっては、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる取り組みを行います。
- (7) 職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント又はカスタマーハラスメントにより医師等の就業環境が害されることを防止する取り組みを行います。

## 4. 概要

### (1) 居宅療養管理指導の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	磯医院
所在地	東京都荒川区南千住1-56-10
介護保険指定番号	1311826767
サービス提供地域	荒川区、台東区

## (2) 職員体制、業務(サービス)内容

職 員	員 数	業務(サービス)内容
管理者	1人	事業の管理業務(医師と兼務)
医 師	1人以上	居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成等に必要な情報提供及び介護方法についての指導・助言、利用者家族に対する療養上必要な事項の指導・助言を行う。
薬剤師	1人以上	薬剤師は、医師、歯科医師の指示のに基づき、居宅を訪問し、利用者又は家族に対し、服薬指導等を行う。

## (3) 営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで(但し、祝日、年末年始は除く)
営業時間	午前9時から午後5時まで

## (4) 居宅療養管理指導の提供

- ・ 居宅療養管理指導提供に先立って、介護保険被保険者証、健康保険被保険者証、各保険の負担割合証等を確認させていただきます。その内容に変更があった際は速やかに事業所にご連絡下さい。
- ・ 利用者又は家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言を行います。
- ・ 居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供します。

## (5) 利用料金

- ・ 利用料の額は、厚生労働大臣が定める額で利用者の負担割合に応じた利用料金をお支払い頂きます。法律改正等で利用料の変更があった際はそれに準じます。
- ・ 居宅療養管理指導に要した交通費等については、実費をお支払い頂きます。
- ・ 居宅療養管理指導提供時に必要な光熱費、電話費等をご負担頂きます。

居宅療養管理指導の種類	利 用 料 金
医師が行う居宅療養管理指導	(Ⅰ)1月に2回を限度として(1回あたり) <b>5,150円</b>
	(Ⅱ)在宅時医学総合管理料等を算定する場合 1月に2回を限度として(1回あたり) <b>2,990円</b>
薬剤師が行う居宅療養管理指導	1月に2回を限度として(1回あたり) <b>5,660円</b> *居宅において疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている場合は1回につき <b>1,000円を加算</b>

## 4 サービス利用に当たっての留意事項

- ・ 予定されていた居宅療養管理指導を利用者の都合により中止する場合には、必ず事業所まで速やかにご連絡下さい。
- ・ 予定されている訪問時間につきましては、業務上遅延する場合がありますので予めご了承下さい。
- ・ 自然災害等で、居宅療養管理指導を中止させて頂く場合もありますので予めご了承下さい。



## 5 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

### (1) 事業所相談窓口

担当者	池上 武
電話番号	03-3807-8171
対応時間	平日(月)～(金)、午前10時～午後4時

### (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝えます。

### (3) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

荒川区役所介護保険課	03-3802-3111(代表)
台東区役所介護保険課	03-5246-1111(代表)
東京都国民健康保険団体連合会	03-6238-0177(介護相談窓口)

## 6 事故発生時の対応

利用者に対する居宅療養管理指導提供の過程において発生した事故は、下記のと通りの対応を致します。

- ・ 事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに区市町村(保険者)、家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に報告します。
- ・ 上記の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し区市町村(保険者)に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

## 7 秘密の保持

- ・ 事業者、医師等及び事業者の使用する者は、居宅療養管理指導を提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ・ 事業者は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において個人情報を用いませぬ。